

セントラルパーク基本計画（たたき台）

その 1

<内容>

第Ⅰ章 計画の前提

第Ⅱ章 与条件と課題の整理

目 次

第Ⅰ章 計画の前提	1
1. 目的	1
2. 対象エリア	2
3. 計画期間	2
 第Ⅱ章 与条件と課題の整理	 3
1. 上位・関連計画での位置づけ	3
2. 現況把握	9
2-1 歴史的特性	9
2-2 自然的特性	19
2-3 社会的特性	33
2-4 施設の現況	45
2-5 管理運営の現況	67
2-6 利用状況	85
3. 利用者の意見	91
4. 課題の整理	93
4-1 周辺地域からの視点での課題	93
4-2 両公園における課題	96
 第Ⅲ章 計画方針	 103
1. 基本理念と基本的な方向性	103
(1) 基本理念	103
(2) 基本的な方向性	103
2. 利活用イメージ	104
(1) 利活用のキーワード	104
(2) 利活用イメージモデル	104
 第Ⅳ章 再整備計画	 117
1. 基本的な考え方	117
(1) 周辺地域の整備の方向性	118
(2) 歴史的特性からみた整備の方向性	121
(3) ゾーニング	122
(4) 主要な動線	125
(5) 主要な施設	126
(6) 両公園の整備方針	128

2. 動線計画	130
(1) 基本的な考え方	130
(2) 動線	130
(3) 幅員構成	131
3. 施設計画	132
3-1 来園者数の設定	132
3-2 便益施設計画	134
3-3 サイン計画	141
3-4 防災計画	142
3-5 植栽修景計画	143
3-6 設備計画	149
3-7 主要施設計画	150
(1) 大濠公園北側	151
(2) くじら公園～西側広場	153
(3) 舞鶴中学校跡地・城内住宅	155
(4) 舞鶴公園線沿線	157
(5) 福岡城本丸・二ノ丸周辺	159
(6) 鴻臚館跡	161
(7) 福岡高等裁判所	163
4. 再整備平面図	165

第Ⅴ章 管理運営計画 166

1. 基本的な考え方	166
(1) 管理運営の方向性	166
(2) 管理運営方針	167
2. 企画運営計画	170
(1) 企画運営の基本的事項	170
(2) エリアごとの企画運営目標	172
(3) 両公園を巡る利用プログラム	178
3. 維持管理計画	182
(1) 維持管理の基本的事項	182
(2) 区域ごとの維持管理目標	185
4. 地域連携・体制づくり	190
(1) まちづくりとの一体化	190
(2) 民間活力による魅力づくり	191
(3) 県民・市民共働の運営体制・仕組みづくり	192

第Ⅵ章 将来像の実現に向けて

1. 事業スケジュール
2. 将来像の実現に向けた課題

第 I 章 計画の前提

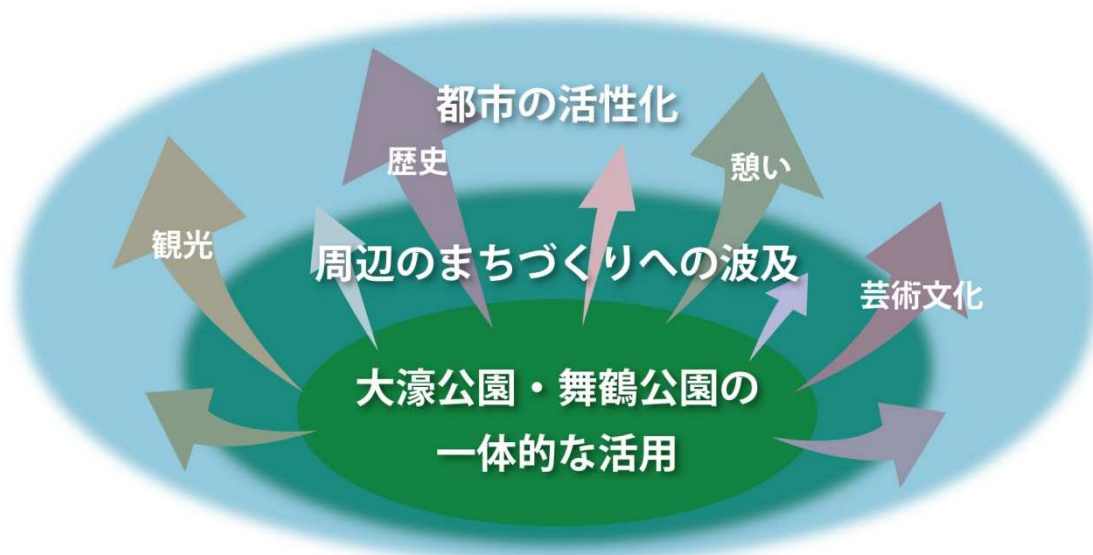
1. 目的

大濠公園は豊かな水辺と美術館や能楽堂、日本庭園などの芸術文化に触れ合える空間であり、水辺一帯が近代の国登録記念物となっています。一方、舞鶴公園は古代の国史跡「鴻臚館跡」、近世の国史跡「福岡城跡」などの歴史に触れ合うことができ、季節ごとに彩られる木々の魅力を感じることができます。大濠公園・舞鶴公園は都心部に近接する貴重なオープンスペースであり、それぞれが多様な魅力を持った公園として、これまで多くの県民・市民に親しまれてきました。

平成 26 年 6 月には、大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、県民・市民の憩いの場として、歴史・芸術文化・観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となり、人々に感動を与えるような公園づくりを目指すため、「セントラルパーク構想」を策定しました。

本計画は、「セントラルパーク構想」に基づき、大濠公園と舞鶴公園を一体的に活用することによって、基本理念「時をわたり、人をつなごう ～未来へつながる福岡のシンボルへ～」を実現するための具体的な方策を明らかにするものです。

多くの県民・市民に親しまれてきたそれぞれの公園の持つ魅力を守り育てながら、機能や動線、管理運営を一体的に捉え、ハードとソフトの両面から一体的な活用を図ることで両公園の魅力をさらに高め、都市の活性化を目指します。



図：両公園の一体的な活用による都市の活性化イメージ

2. 対象エリア

本計画は、大濠公園と舞鶴公園を対象とします。

なお、西公園や南公園、天神や大名、六本松などの周辺地域との緑のつながりや機能連携なども考慮する必要があるため、周辺に視野を広げた取り組みも含めて検討します。



図：対象エリア

3. 計画期間

本計画の対象期間は、平成 28 年度（2016）から平成 42 年度（2030）までの 15 年間とし、5 年後までを「短期」、15 年後までを「中期」とします。

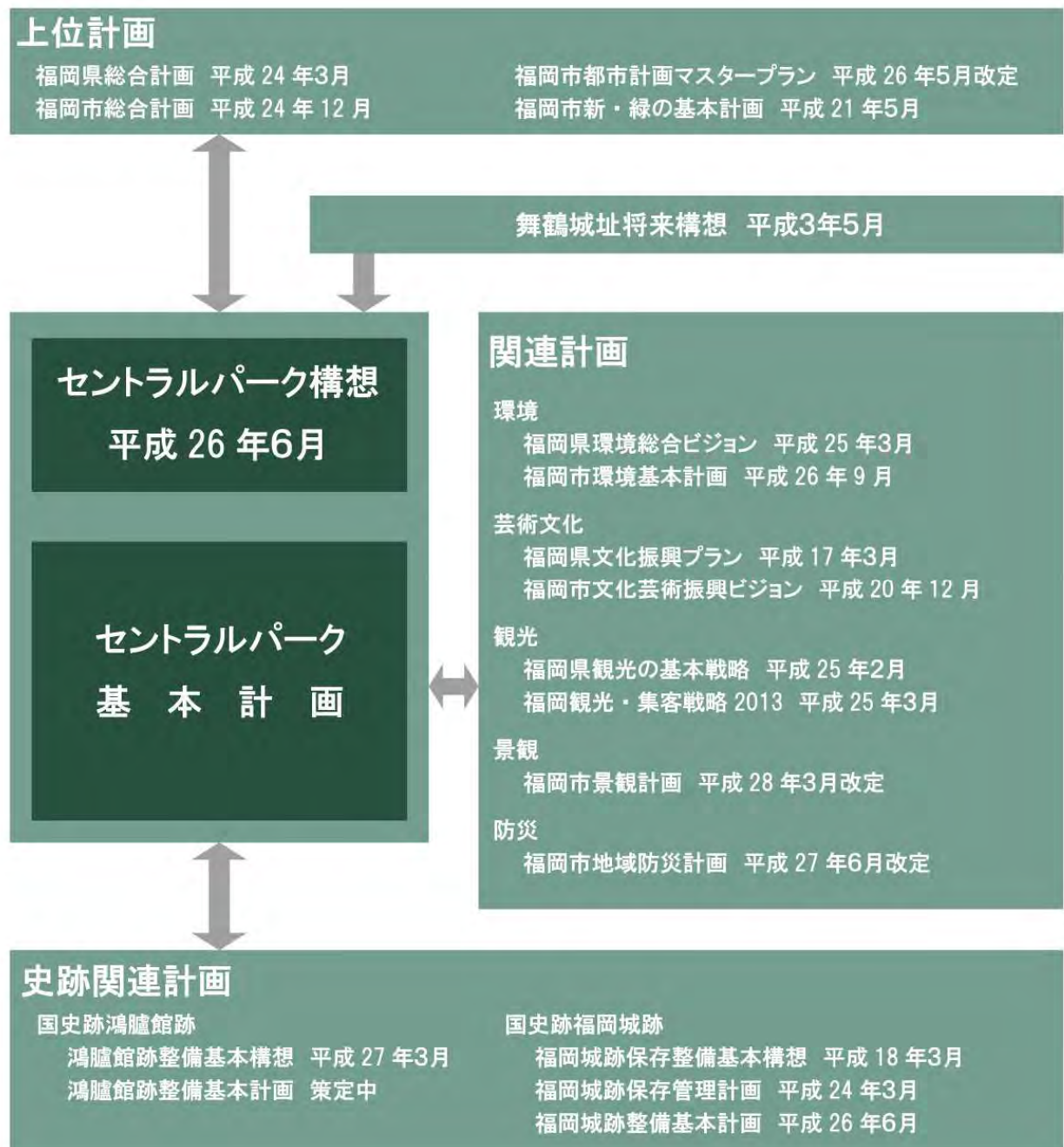
なお、平成 43 年度（2031）以降については、社会状況の変化や本計画に基づく実施成果などを踏まえ、必要な時期に計画を見直しながらか継続して取り組むこととします。

第Ⅱ章 与条件と課題の整理

1. 上位・関連計画での位置づけ

上位計画や関連計画での位置づけを明確にするとともに、特に関連性の高い計画の概要について整理します。

本計画は、福岡県総合計画や福岡市総合計画、セントラルパーク構想などの上位計画に基づき、公園・緑地、環境、文化財、芸術文化、観光などの関連計画と連携しながら、両公園の一体的な活用を実現するための全体計画として位置づけます。



図：計画の位置づけ

(1) 福岡市都市計画マスタープラン（平成 26 年 5 月改定）

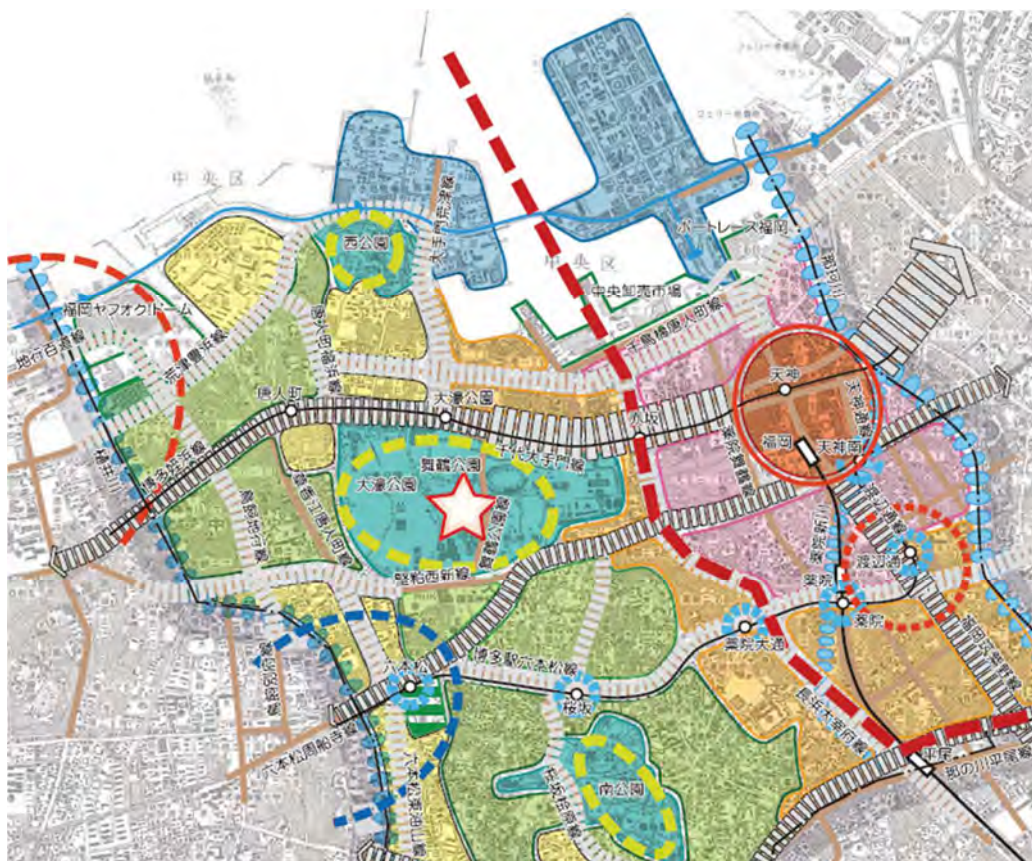
■目的

中央区では、福岡市の成長の活力源として、都心部を中心に人が集い、活力あふれる都市機能の充実・強化を図るとともに、都心部への近接性。利便性を生かし、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

■まちづくりの方向性

- ①舞鶴公園や大濠公園、赤瓦文化館などの自然や歴史的資産を核とし、その周辺を含めて緑と歴史が調和した景観の保全・創出を図ります。
- ②天神中央公園などの周辺のオープンスペースとの連続性を生かした市民が憩える場としての水辺・緑地空間づくりを進めます。

■中央区の将来像図



図：中央区の将来像図

都市の緑活用空間 	都心に近い貴重なオープンスペースで、市民や来街者が自然とふれあえるレクリエーションと憩いの場	○都心に近い憩い空間の充実 ○憩い空間にふさわしい周辺土地利用の誘導
機能を充実・転換する地区  (舞鶴公園・大濠公園)	緑と歴史・文化が調和した魅力ある空間づくりを行い、集客・交流の拠点となるまち	○福岡市のシンボルとなる拠点づくり ○福岡城跡や鴻臚館跡の活用など歴史・集客機能の強化 ○観光バス乗降場の確保 ○舞鶴公園と大濠公園の歩行者ネットワークの強化

(2) セントラルパーク構想（平成 26 年 6 月策定）

■目的

大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、県民・市民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となり、人々に感動を与えるような公園づくりを目指すものです。

■基本理念

福岡を代表する個性を有する二つの公園が真に一体化することによって、時・人・まちをつなぎ、福岡の都市と文化を物語る場所となることを目指し

時をわたり、人をつなごう。～未来へつながる福岡のシンボルへ～

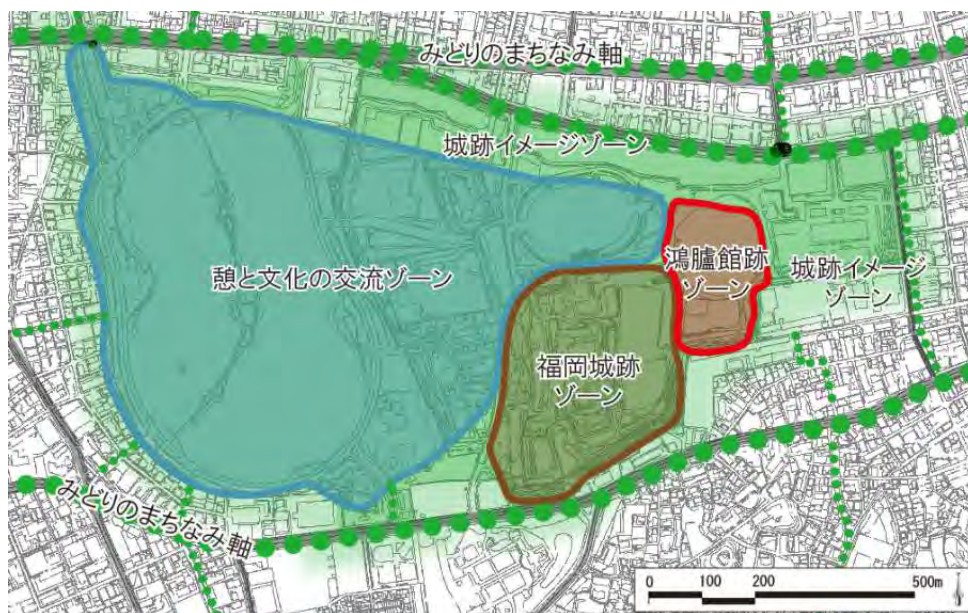
を基本理念として掲げています。また、両公園が持つそれぞれの個性を磨き上げ、一体活用を図り、さらなる好循環を生み出していきます。

■基本的な方向性

- ①大濠公園・舞鶴公園一带の空間をつなぎ、一体感のある緑地空間づくり
- ②福岡にしかない重層的な歴史資源を活かし、福岡二千年の時をたどる空間づくり
- ③観光集客機能の向上によるにぎわいをつくり、都市の活性化につなげる拠点づくり
- ④「まちの公園」から「公園のまち」へ展開し、みんなで育てる公園づくり

■ゾーニング

- ①憩いと文化の交流ゾーン：水面と大規模な広場を中心に両公園の物理的・視覚的一体性を創出。
芸術文化機能の連携・充実
- ②鴻臚館跡ゾーン：鴻臚館の復元整備と迎賓や交流の場としての活用
- ③福岡城跡ゾーン：福岡城の積極的な復元整備と展示施設としての活用
- ④城跡イメージゾーン：「お城」が感じられる空間づくりと周辺の景観形成や緑化誘導



図：ゾーニング図

■方向性ごとの整備の方針

①空間をつなぐ方針

- ・両公園の有機的な連携と一体的な活用（公園間の園路整備や見通し確保、案内板統一等）
- ・諸施設の移転等の推進（舞鶴中学校、高等裁判所等）
- ・防災機能向上と自然環境等への配慮（避難地確保等）

②時をたどる方針

- ・都市の歴史の重層性が表現できる史跡の復元整備と公開・活用（福岡城跡・鴻臚館跡）
- ・史跡と調和した樹木類の密度管理（剪定・再整備等）

③にぎわいをつくる方針

- ・来園者が集い憩える機能の充実
（エントランス・芸術文化施設・広場・便益施設・駐車場確保等）
- ・様々な演出（利用プログラム導入、共同イベント等）

④みんなで育てる方針

- ・市民・企業などの参加推進（公園財源の確保等）
- ・管理運営体制の充実（県市連絡組織の設置）
- ・周辺地域と連携したまちづくりの推進（民地緑化等）

■段階的な整備の方針

短期（概ね5年後）
両公園の一体感の創出
と回遊性の強化

中期（概ね15年後）
大規模な広場空間活用と歴史の
重層性の表現

将来像（中期以降）
福岡のまちづくりの
シンボルとして充実

■構想図（2030年頃）



図：セントラルパーク構想図

(3) 国史跡鴻臚館跡整備基本構想（平成 27 年 3 月策定） ※現在、基本計画策定中

■目的

「国史跡鴻臚館跡」を適切に保存し、鴻臚館の本質的価値や福岡城跡との歴史の重層性などの特徴を活かした整備・活用を推進するための『国史跡鴻臚館跡整備基本構想』を策定するものです。

■基本理念

「アジアの交流拠点都市福岡の原点 鴻臚館 一時をたどり、人々が行き交う場にー」

■基本的な方向性

①価値を高める（調査・研究）

鴻臚館の全容解明を進め、国際交流の歴史を紐解く本質的価値を高めます。

②時をたどる（保存・整備）

古代より続く歴史の重層性を保存し、時の移ろいをたどります。

③ともに学ぶ（公開・活用）

アジアとの国際交流の歴史をともに学びそこで育まれた文化を未来に継承します。

④人をつなぐ（公開・活用）

国内外の人々をつなぐ交流の拠点として、魅力的な場所づくりを進めます。



図：遺構整備計画図（後期整備イメージ（15年後））

(4) 国史跡福岡城跡整備基本計画（平成26年6月策定）

■ 目的

国史跡福岡城跡を適切に保存し、継承するとともに、福岡市の歴史・文化・街づくりに寄与することを目的としています。

■ 基本理念

- ①福岡城を福岡市の歴史のおよび文化財保護の象徴とし、後世へ継承
- ②観光やまちづくり、文化財活用ネットワークの拠点化
- ③魅力ある多面的な活用を市民一体となって推進

■遺構整備計画図

- ①短期（５年）
「福岡城跡の骨格の顕在化による魅力発信と誘客」
- ②中期（６～１５年）
「福岡城跡の歴史の重層性の表現と歴史的景観及び利活用の充実」
- ③将来像（１６年以降）
「福岡城跡を歴史資源保存・活用のシンボルに」



図：遺構整備計画図（中期整備（15年後））

2. 現況把握

2－1. 歴史的特性

(1) 古代～現代の変遷

■古代：大陸との交流窓口だった古代の福岡

福岡都市圏（福岡市及び筑紫地域、糟屋地域、宗像地域、糸島市の16市町村）は、朝鮮半島や中国大陸に近接しているという地の利に恵まれ、古来、大陸との交流の窓口として開けていました。大和朝廷の国内統一後は、外交・軍事の拠点として大宰府政庁が置かれるとともに、外交使節を応接する迎賓館や客館として鴻臚館が置かれました。

■中世：貿易拠点としての博多の発展

平安時代後期以降、鴻臚館での官貿易から中国（宋）商人や平家等による私貿易が盛くなり、多くの僧侶が博多に宋文化を伝えるなど、アジア有数の国際都市として栄えました。

鎌倉時代には二度の蒙古襲来がありましたが大陸との貿易は続き、戦国時代には貿易利権等を巡り、有力戦国大名による博多の争奪戦がなされました。その後、戦国時代末期に博多は日明貿易の拠点となり、堺（大阪府）と並ぶ一大貿易地、自治都市として繁栄しました。博多商人達は朝鮮半島や中国、東南アジアにまで経済活動の範囲を広げ、中世博多は大いに発展を遂げました。

■近世：福岡城下町の形成

1600年、黒田長政が藩主となり、翌年から福岡城の築城が開始されました。その城域は福岡城下および博多と、その周辺の村々、博多湾沿岸の浦から構成されました。

城下町には家臣や武士の屋敷、職人・商人の町屋が置かれ、郭外の春吉町や地行町が足軽町、海岸部や那珂川、樋井川沿い等は寺院が多く配置され、防御的性格をもたせていました。

これにより「福岡」という城下町が誕生し、福岡城は福岡藩の藩庁として機能するなど、福岡・博多の双子都市として発展してきました。

■近代：福岡市の誕生と行政・軍事機能の強化

明治4年(1871)、福岡藩は福岡県となり、福岡城内に置かれた県庁は、その後天神町に移転しました。明治22年(1889)、市制及町村制に基づいて、福岡と博多を福岡市として市制を施行しました。

鉄道など交通機関の整備や九州帝国大学の開校等により、福岡市は九州において重要な位置を占めるようになりました。特に戦時体制下、行政機能の集中や軍事的側面からの機能強化は後の圏域の発展の基礎をなすものとなりました。

■戦後～現代：経済・産業振興による福岡都市圏の発展

高度経済成長期には行政機能等の集中を背景に、九州を管轄区域とする全国企業の支社・支店等の立地が進展するなど、経済、情報などの高次都市機能の集積が進みました。特に、山陽新幹線の博多駅乗り入れ、九州自動車道の開通や博多港・福岡空港等広域交流基盤の整備は、九州のみならず西日本の中核圏域としての飛躍的発展を支える基礎となっています。

これに加え、天神地区を中心とした商業開発や近年の博多駅周辺の再開発等により、人口・産業の動きは福岡都市圏全体の発展へとつながっています。

表：古代～現代のあらまし

年代 (西暦)	時代 区分	国内の主な出来事	福岡の主な出来事
600年 ～	古代	飛鳥時代 645 (大化元年) 大化の改新始まる 663 (天智2年) 白村江の戦いで百済救援の日本軍が唐・新羅連合軍に敗れる 664 (天智3年) 壱岐・対馬・筑紫に防人と烽を置き、筑紫に水城を置く	688 (持統2年) 新羅の使者を筑紫館にもてなす 《筑紫館(後の鴻臚館)の初見》
700年 ～		奈良時代 701 (大宝元年) 大宝律令を制定 710 (和銅3年) 平城京遷都 759 (天平宝字3年) 博多大津・壱岐・対馬の防備を固める《博多の初見》 794 (延暦13年) 平安京遷都 799 (延暦18年) 遣新羅使を停止する	
800年 ～			838 (承知5年) 遣唐副使が鴻臚館で唐人と詩を唱和する 《鴻臚館の初見》
900年 ～		平安時代	
1000年 ～			1047 (永承2年) 鴻臚館滅亡 《鴻臚館最後の記事》 前後して博多が国際貿易の拠点となり、後に博多津唐房と呼ばれる
1100年 ～			
1200年 ～		鎌倉時代 1192 (建久3年) 頼朝、征夷大將軍となり鎌倉幕府を開く	
1300年 ～		中世 室町時代 1338 (暦応元年) 足利尊氏京都室町に幕府開く	
1400年 ～		1401 (応永8年) 博多商人肥富の勧めにより、足利義満が遣明使を派遣し、日明貿易が開始	
1500年 ～		戦国時代	
1600年 ～	近世	安土桃山時代 1590 (天正18年) 秀吉全国を統一 1600 (慶長5年) 関ヶ原の戦い 1603 (慶長8年) 徳川家康が江戸に幕府開く	1587 (天正15年) 度重なる戦火で荒廃した博多を豊臣秀吉が復興 (太閤町割) 1600 (慶長5年) 黒田長政が筑前国主となり、豊前国中津城から名島城入城 1601 (慶長6年) 福岡の地に築城着手 (福岡城と名付け、完成は1607年) 1671 (寛文11年) 3代藩主光之、三ノ丸御下屋敷を建て、移り住む
1700年 ～		江戸時代	1784 (天明4年) 志賀島で金印 (「漢委奴国王」印) を発見
1800年 ～			
1900年 ～		近代 明治時代 1873 (明治6年) 太政官布達十六号による日本で初めての「公園」の誕生	1869 (明治2年) 12代藩主長知、版籍奉還 1871 (明治4年) 三ノ丸御下屋敷に県庁舎置く
2000年 ～		昭和時代 1945 (昭和20年) 福岡大空襲、終戦	1929 (昭和4年) 大濠公園が開園 1948 (昭和23年) 舞鶴公園が都市計画決定 1957 (昭和32年) 福岡城跡が国史跡指定
	現代	平成	2004 (平成16年) 鴻臚館跡が国史跡指定 2007 (平成19年) 大濠公園が国登録記念物指定

鴻臚館の時代

福岡城の時代

公園の時代

(2) 国史跡鴻臚館跡（古代）

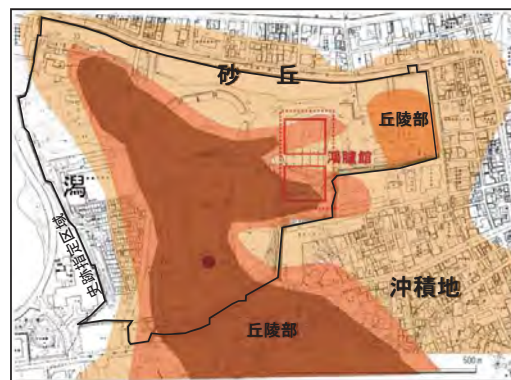
鴻臚館跡は、古代の迎賓館とされる遺跡です。7世紀後半から11世紀前半まで機能した後、その所在は不明となっていました。昭和62年（1987）、平和台野球場の改修工事に伴う事前調査で遺構が検出され、それ以降現在までの調査により全容が明らかになりつつあります。

■概要

項目	内容
指定種別	国指定史跡
指定日	平成16年9月30日
指定面積	48,027 m ² (4.8ha)
築造年代	7世紀後半
役割	出入国管理、迎賓、交易、防衛



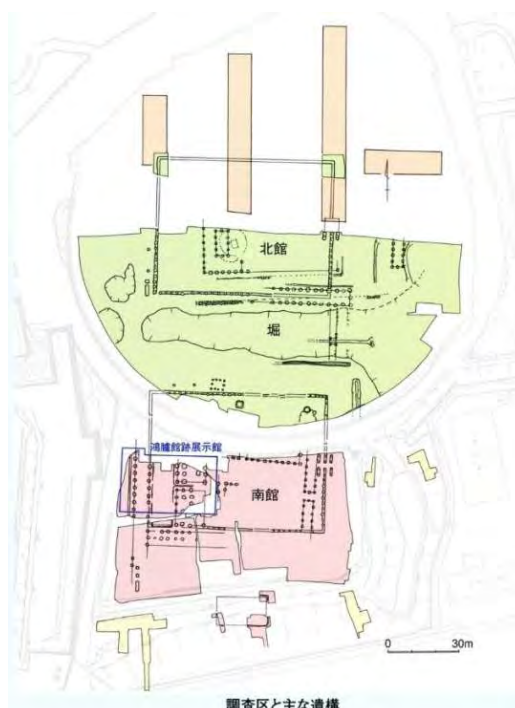
図：鴻臚館跡と関連施設の位置



図：古代の地形



写真：発掘調査の成果



図：発掘調査の成果

■鴻臚館の変遷

筑紫の鴻臚館は、飛鳥時代から平安時代までわが国の古代を通じて、対外交流の窓口であり続けた唯一の施設でした。名称は時代とともに変わり、筑紫館→鴻臚館→鴻臚所→(蕃客所)→大宋国商客宿房と呼ばれていました。機能は出入国管理・迎賓・交易・博多湾防衛と多岐にわたりました。

建物群は大きく5期の変遷を辿ったことが判明している他、建物の遺構や出土品から、当時の生活様式や施設の使われ方などが明らかになりつつあります。

時期	年代
第Ⅰ期	7世紀後半～8世紀初頭
第Ⅱ期	8世紀前半～8世紀中頃
第Ⅲ期	8世紀後半～9世紀前半
第Ⅳ期	9世紀後半～10世紀前半
第Ⅴ期	10世紀後半～11世紀前半

※第Ⅰ期～第Ⅴ期は鴻臚館の建物群の変遷を示す



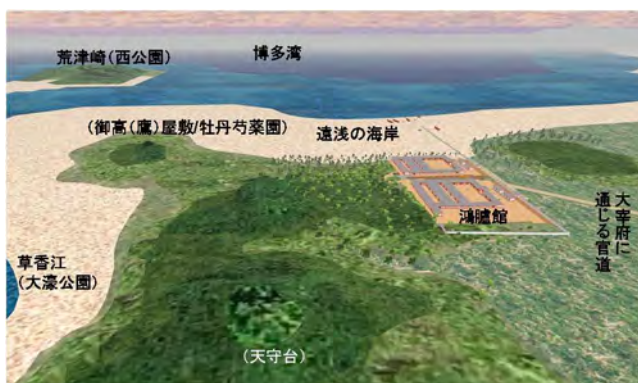
図：遣唐使の主要ルート

■建物の構成

鴻臚館には、南館と北館の2つの施設があります。南館と北館の間は、自然地形をたくみに利用した深い堀で隔てられており、堀の斜面に高さ4.2mの土留めの石垣が積み重なっていました。堀の東側に橋が架けられており、南北の門を行き来することができました。

堀の東に正門、門前には広場があり、また、広場の東側には警護する兵士の詰所または来客の受付所とみられる建物がありました。

また、第Ⅱ期には便所が南館で3つ、北館で2つ、いずれも深さ4mほどの穴を掘り、瓦葺きの建物で覆われていました。



図：鴻臚館の時代の地形想像図（第Ⅲ期）



図：鴻臚館跡の復元イメージ（第Ⅲ期）

(3) 国史跡福岡城跡（近世）

福岡城跡は、黒田長政が慶長 12 年（1607）に築城した福岡城の城跡で、昭和 32 年（1957）に国史跡に指定されています。

■概要

項目	内容
指定種別	国指定史跡
指定日	昭和 32 年 8 月 29 日（当初）、昭和 57 年 10 月 14 日（追加）
指定面積	480,424.9 m ² （48.0ha）
築城年代	慶長 12 年（1607）
築城主	黒田長政
国指定史跡以外の文化財	【重要文化財】 多聞櫓 【県指定文化財】 （伝）潮見櫓、祈念櫓、下之橋御門、旧母里太兵衛邸長屋門 【市指定文化財】 名島門
非史跡施設※	舞鶴中学校跡地、福岡高等裁判所、城内住宅、都市計画道路「舞鶴公園線」、平和台陸上競技場、テニスコート、球技場、野球場など

※非史跡施設：史跡と調和していないまたは関連が低い施設



図：福岡城域の範囲（惣構え）（出典：福岡城跡保存整備基本構想）

■福岡城の築城

慶長 5 年（1600）の関ヶ原の戦後、豊前国中津の黒田長政が福岡藩初代藩主となり、長政は当初名島城に入城しましたが、新たに那珂郡警固村福崎の地に城郭を築くこととし、慶長 6 年（1601）に築城に着手しました。

築城は、7 年を要したと言われ、南側は赤坂山から伸びる丘陵を切断して濠を設け、北側は潟を埋め立て城下町を形成しました。城の西側は大きく湾入する草ヶ江の入り江を利用して堀を造り、東側是那珂川を境としてそれに通じる中堀（紺屋町堀）、肥前堀を連結しました。城内は天守台を含む本丸、二ノ丸、三ノ丸の 3 層に分かれ、潮見櫓、花見櫓をはじめとする 47 以上の櫓が設置され、大手側の堀に上之橋、下之橋、南西には追廻橋と 3 つの橋を設け、城外への通路としました。



図：福博惣絵図（福岡市博物館蔵）

■保存整備の取組み

歴史的建造物の保存整備は、昭和 30 年度（1955）の福岡郷土博物館建設委員会による福岡県指定有形文化財「潮見櫓」の移築や同「福岡城大手門（下之橋御門）」の修復を端緒とし、国指定重要文化財「福岡城南丸多聞櫓」他を対象とした事業を実施しています。

現在は、南ノ丸多聞櫓が原位置に保存され、昭和 59 年（1984）に祈念櫓の移築復元、平成 3 年（1991）に花見櫓・潮見櫓部材の買収、平成 12 年（2000）に下之橋御門の焼損により、平成 18～20 年（2006～2008）にその復元を行っています。この他、本丸表御門は、黒田家の菩提寺でもある博多区の崇福寺の山門として残っています。

なお、史跡指定地内の発掘調査については、櫓や門等の構造物の存在が想定される箇所などを中心に限定的に実施されています。

（４）国登録記念物大濠公園（近代）

大濠公園は造園文化の発展に寄与しているものとして、平成 19 年(2007) 2 月に九州で初めて国の記念物に「名勝」として登録されました。

■概要

項目	内容
指定	国登録
区分	記念物
種別	名勝
指定日	平成 19 年 2 月 6 日
指定面積	約 22.6ha（※水面部）
登録記念物以外の文化財	【市登録文化財】観月橋、松月橋、茶村橋、舞鶴橋、浮見堂 (指定日：平成 26 年 3 月 17 日)

■堀から公園への変遷

大濠公園のある場所は、昔、博多湾の入り海で、「万葉集」には「草香江の入江」としてその名が挙がっています。その後、福岡藩初代藩主・黒田長政が福岡城を築く際に入り海を浚渫し一部を埋め立て、福岡城の西側を守る「大堀」としました。

明治 33 年(1900)に西公園の附属地となり、西公園とともに福岡県が管理するところとなりましたが、アシが生い茂り、生活排水が流入する沼地となっていました。

■本多静六博士と永見健一学士による改良計画

大正 13 年(1924)～14 年(1925)にかけて東京帝国大学教授の本多静六博士と永見健一講師により、一部を水深 2 m の池として残し、周囲を埋め立て散策道路や植栽等を整備し、池には島を配置し橋で結ぶ大濠公園の改良計画がまとめられました。

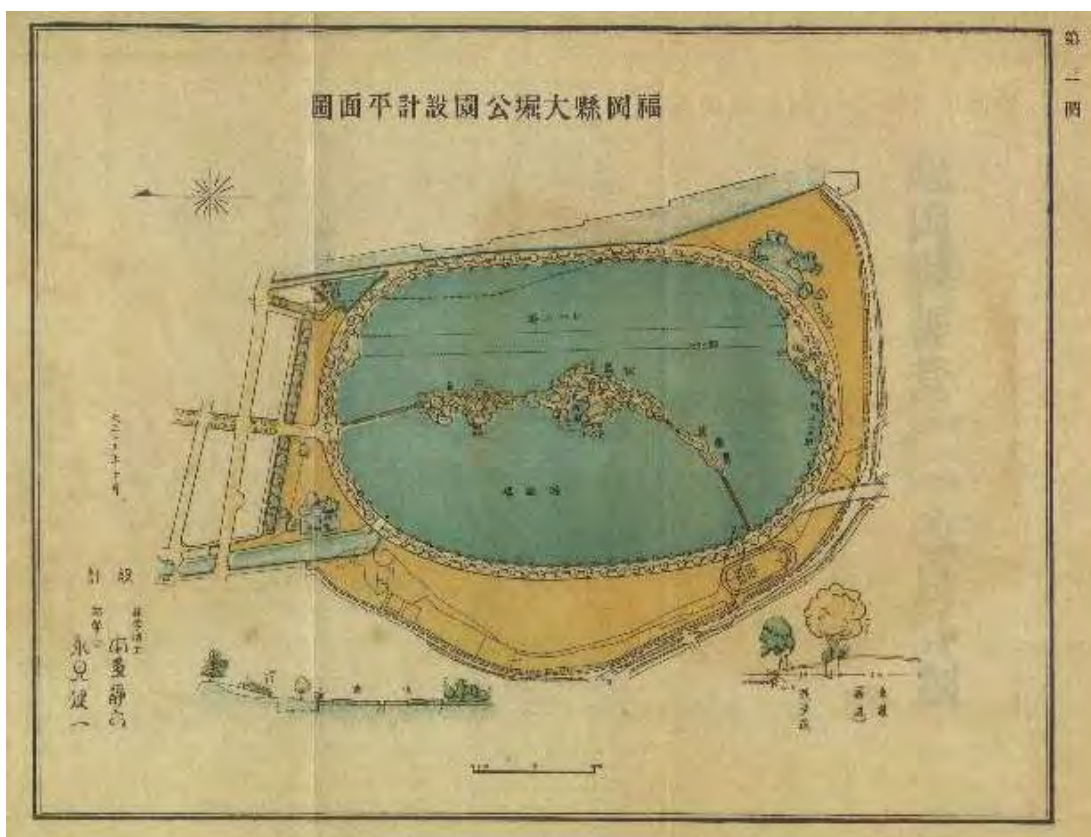
＜参考＞大濠公園と西公園の関係に関する記述

「本公園は水面のみの廣袤凡そ十三萬坪あり。市内有数の縣有空地なれ共現在何等の設備なく殆んど利用の實を見ざる有様なり。想ふに本地域は其地勢上東部の官地（水面）を合併するにあらざれば、到底有意義にして價值ある施設を行ふ能はざるを以て、余等は先づ右の具體化せらるゝ日の近き事を祈り、夫れが實現せらるゝ曉に於て彼の西公園に連絡せる開濶瀟洒なる一大水景公園を出現せしめん事を期す。」

＜参考＞お堀の埋立地の住宅地としての提供

「(四) (五) 以外の埋立地は將來公園としての利用價值甚だ少き故、其内特殊の區域を除き、他は全部之を處分整理して水邊住宅敷地として市民に提供するを可とす。」

「大正十四年九月 福岡縣經營東公園西公園大堀公園改良計劃」より抜粋



図：大濠公園の設計図（平面図）

■大濠公園の工事

池の中に柳島、松島、菖蒲島の3つの島を造り、その間を北から観月橋、松月橋、茶村橋、皐月橋の4つの橋でつなぎ、昭和2年(1927)に大堀の埋め立て部分を利用して「東亜勸業博覧会」が開催された後、大濠公園は昭和4年(1929)に開園しました。柳島に設置されている浮見堂は、以前の福岡市動物園(当時の東公園内)が戦争の影響で昭和19年(1944)に閉園した際に、福岡市動物園から大濠公園に移設されたものです。

現在大濠公園は、水と緑が溢れる都会のオアシスとして親しまれています。



写真：中之島と観月橋への眺め

(5) 舞鶴公園（近代～現代）

舞鶴公園は鴻臚館跡及び福岡城跡の国の史跡に指定されており、櫓や石垣などの遺構のほか、広場や運動施設、四季折々の花木などが配置され、都市部の貴重なオープンスペースとなっています。

■明治～昭和20年代（廃藩置県から舞鶴公園設置）

明治4年(1871)、廃藩置県ののち福岡城内に県庁が置かれ、その後、城内は陸軍省の管轄となり、昭和20年(1945)の終戦までの間に、城内の建物は解体や払下げによりその多くが失われました。

戦後、福岡城跡に引き揚げ者住宅が設置され、昭和 22 年(1947)に市民運動場として初めて市民に開放されました。翌年には第 3 回国民体育大会の主会場として、平和台陸上競技場、サッカー・ラグビー場が整備され、同年に舞鶴公園として都市計画決定されました。

■昭和30年代～昭和50年代（福岡城跡史跡指定から諸施設移転本格化）

昭和 32 年(1957)、福岡城跡は国史跡に指定されましたが、昭和 35 年(1960)に博多工業高校跡地に舞鶴中学校が設置され、昭和 38 年(1963)に国立福岡中央病院が三ノ丸に移設するなど、非史跡施設が設置されることとなります。

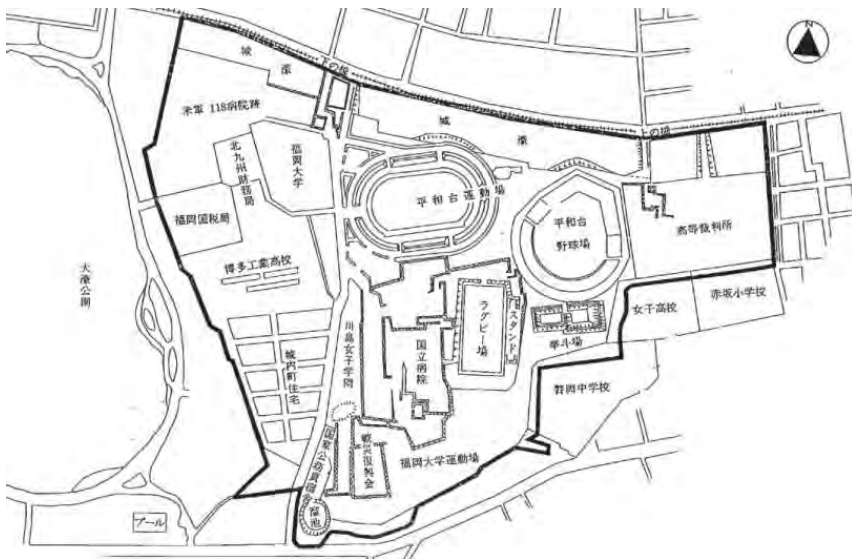
しかし、昭和 43 年(1968)、北九州財務局及び福岡国税局が城外に移転したのち、昭和 50 年(1975)にかけて短大や大学が城外に移転するなど、施設の城外移転が本格化することとなります。

■昭和 60 年代～現在（鴻臚館跡遺構発見から現在）

昭和 62 年(1987)に、平和台野球場の改修工事に伴い鴻臚館跡の遺構が発見され、平成 3 年(1991)には「舞鶴城址将来構想(中間とりまとめ)」が策定されました。同構想に基づき、諸施設の移転を進め、平和台野球場、国立福岡中央病院、自衛隊福岡地方連絡部、舞鶴中学校が城外に移転しています。城内住宅については、用地交渉を進め、現在までに約 7 割が移転を完了しています。

平成16年(2004)には、鴻臚館跡が国史跡として福岡城跡指定地内に二重指定されました。

平成 26 年(2014)には「セントラルパーク構想」及び「国史跡福岡城跡整備基本計画」が、平成 27 年(2015)には「国史跡鴻臚館跡基本構想」が策定され、これらの計画を踏まえながら公園・史跡の整備等が進められています。



図：福岡城跡史跡指定当時（昭和 32 年頃）の舞鶴公園
（舞鶴城址将来構想（中間とりまとめ）より）

表：両公園の近代～現代のあらまし

年代	大濠公園	舞鶴公園	史跡関連
明治元年～		明治4年(1871) 廃藩置県（県庁が三ノ丸御下屋敷へ） 明治9年(1876) 陸軍大隊設置	
昭和元年～	昭和2年(1927) 東亜勸業博覧会開催 昭和4年(1929) 県営大濠公園開園（博覧会跡地利用）		
昭和20年～	昭和20年(1945) 福岡大空襲、終戦（市街地消失） 終戦後、多くの公共的施設が福岡城跡に立地 昭和22年(1947) 市民運動場完成 昭和23年(1948) 舞鶴公園として都市計画決定、第3回国民体育大会開催 昭和31年(1956) 地盤国有公園の取り扱いを定めた都市公園法の施行 昭和32年(1957) 福岡城跡が国史跡指定 福岡城跡の国史跡指定を受け、施設の城外移転が本格化		
昭和40年～	昭和45年(1970) 西日本短期大学が城外へ移転 昭和50年(1975) 新幹線博多開通記念・福岡大博覧会開催 福岡大学、九州英数学館が城外へ移転 昭和54年(1979) 福岡市美術館開館 昭和59年(1984) 日本庭園開園 昭和61年(1986) 能楽堂供用開始 昭和62年(1987) 鴻臚館跡の遺構を発見		昭和46年(1971) 南丸多聞櫓が国重要文化財指定
平成元年～	平成3年(1991) 池水の浄化施設完成 平成6年(1994) 城内住宅移転開始 平成10年(1998) 平和台野球場撤去（用途廃止は平成9年(1997)） 平成14年(2002) 国立福岡中央病院、自衛隊連絡所が城外へ移転 平成16年(2004) 鴻臚館跡が国史跡指定 平成18年(2006) 『福岡城跡整備基本構想』策定 平成19年(2007) 大濠公園池が国登録記念物に指定	平成3年(1991) 『舞鶴城址将来構想』策定 平成20年(2008) 下之橋御門の復元整備竣工 平成24年(2012) 『第9次福岡市基本計画』策定 平成24年(2012) 『セントラルパーク構想』策定 平成26年(2014) 『福岡城跡整備基本計画』策定 平成27年(2015) 『鴻臚館跡整備基本構想』策定	
平成20年～			

2－2. 自然的特性

(1) 気候

福岡市は温暖な太平洋側気候九州型気候区であり、年平均気温は概ね 17℃前後、年間降水量は概ね 1500～1800mm 程度で推移しています。

内湾に面した低緯度大都市のため、夏季は昼夜を問わず大変暑さが厳しい地域の一つです。人口規模に比してヒートアイランド現象が著しく、戦前からの熱帯夜日数の増加率が日本の主要な気象観測点で一番高くなっています。また、九州という低緯度地域で夏期にはより湿った気団の影響を受けやすい上、市街地が博多湾に面しており湿った海風が入りやすく、気温に加え湿度が高くなっています。

冬季は概ね温暖で、北側の玄界灘を流れる暖流である対馬海流の影響を受けるため、冬日は少なく（平年 4.3 日）、全くない年もあります。降水量も少ないですが、降水日数は太平洋岸の諸都市よりやや多くなっています。年間降雪日数は 17.1 日で、積雪は年 1～2 回、最大 5cm 程度で、積雪が全く無い年も珍しくありません。

また、冬から春にかけて、中国大陸から流入する一連の大気汚染（PM2.5 や黄砂）に悩まされることが多い地域です。

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
最高気温記録 °C (°F)	21.5 (70.7)	24.3 (75.7)	26.3 (79.3)	30.1 (86.2)	32.3 (90.1)	37.3 (99.1)	38.9 (101.9)	37.9 (100.2)	36.5 (97.7)	33.3 (91.9)	28.2 (82.8)	23.5 (74.3)	37.9 (100.2)
平均最高気温 °C (°F)	9.9 (49.8)	11.1 (52)	14.4 (57.9)	19.5 (67.1)	23.7 (74.7)	26.9 (80.4)	30.9 (87.6)	32.1 (89.8)	28.3 (82.9)	23.4 (74.1)	17.8 (64)	12.6 (54.7)	20.9 (69.6)
日平均気温 °C (°F)	6.6 (43.9)	7.4 (45.3)	10.4 (50.7)	15.1 (59.2)	19.4 (66.9)	23.0 (73.4)	27.2 (81)	28.1 (82.6)	24.4 (75.9)	19.2 (66.6)	13.8 (56.8)	8.9 (48)	17.0 (62.6)
平均最低気温 °C (°F)	3.5 (38.3)	4.1 (39.4)	6.7 (44.1)	11.2 (52.2)	15.6 (60.1)	19.9 (67.8)	24.3 (75.7)	25.0 (77)	21.3 (70.3)	15.4 (59.7)	10.2 (50.4)	5.6 (42.1)	13.6 (56.5)
最低気温記録 °C (°F)	-6.0 (21.2)	-8.2 (17.2)	-4.7 (23.5)	-1.4 (29.5)	1.4 (34.5)	4.3 (39.7)	13.8 (56.8)	15.4 (59.7)	7.9 (46.2)	0.4 (32.7)	-2.1 (28.2)	-5.4 (22.3)	-8.2 (17.2)
降水量 mm (inch)	68.0 (2.677)	71.5 (2.815)	112.5 (4.429)	116.6 (4.591)	142.5 (5.61)	254.8 (10.031)	277.9 (10.941)	172.0 (6.772)	178.4 (7.024)	73.7 (2.902)	84.8 (3.339)	59.8 (2.354)	1,612.3 (63.476)
降雪量 cm (inch)	2 (0.8)	1 (0.4)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1.6)
平均降水日数 (≥ 0.5 mm)	11.0	10.1	12.9	11.0	10.7	12.4	11.9	10.4	10.9	7.3	9.7	10.3	128.6
平均降雪日数 (≥ 0 cm)	6.9	4.3	1.9	0	0	0	0	0	0	0	0.1	3.8	17
% 湿度	63	63	65	65	68	74	75	72	73	67	67	64	68
平均月間日照時間	102.1	121.0	149.8	181.6	194.6	149.4	173.5	202.1	162.8	177.1	136.3	116.7	1,867

表：福岡市の気候

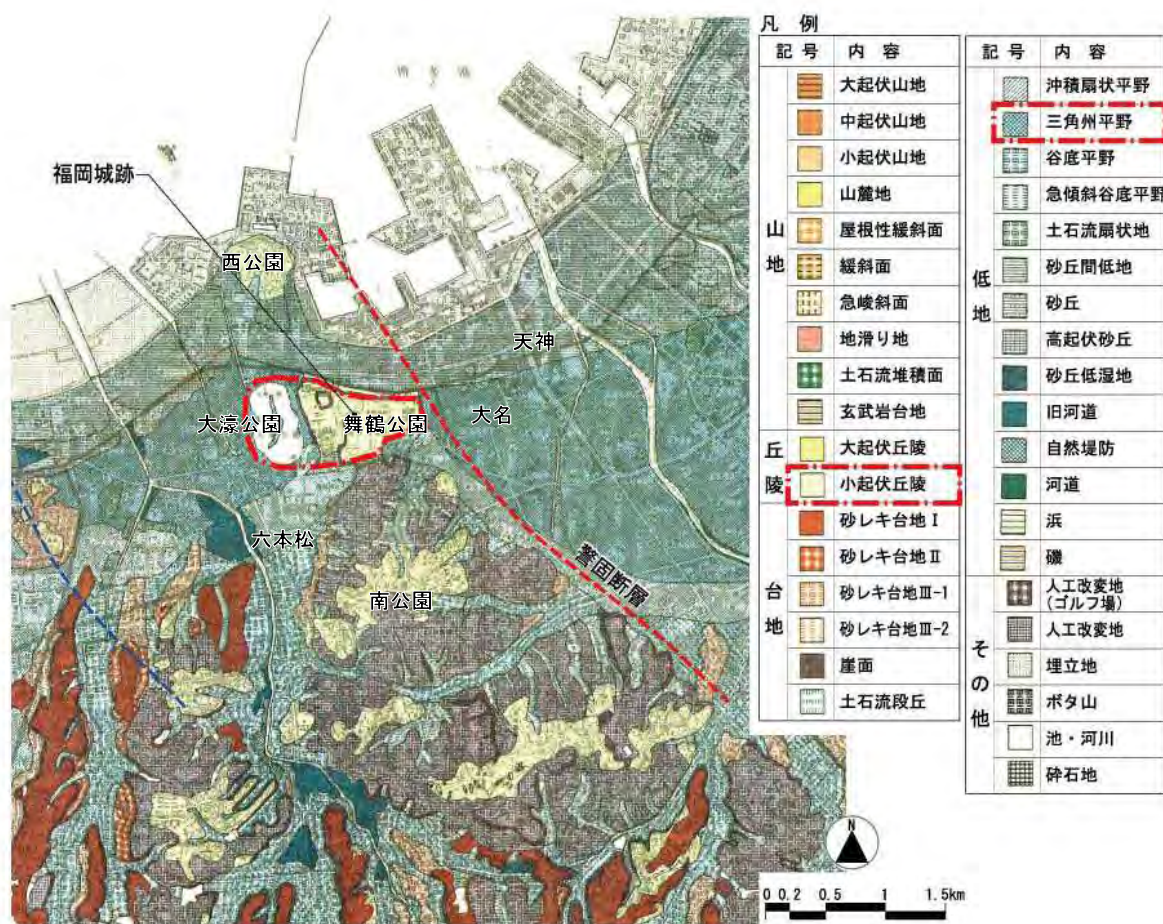
（出典：気象庁（平均値：1981 年-2010 年、極値：1890 年-現在））

(2) 地勢

福岡平野は海岸線から山地までの奥行きが比較的短く、河床勾配が急な沖積平野となっています。その中で大濠公園の範囲のほとんどは三角州平野となっており、舞鶴公園は天守台を中心とした小起伏丘陵となっています。

舞鶴公園の東側には「警固断層」と呼ばれる活断層が南北に想定されており、第三紀層上面の分布環境は南西から北東に向かって落ち込んでいます。一般的に断層の近辺においては、岩盤が脆弱化していることも多く注意が必要です。

平成17年(2005)に発生した福岡県西方沖地震では、福岡城跡の石垣等も被害を受けています。



図：福岡市の地勢図

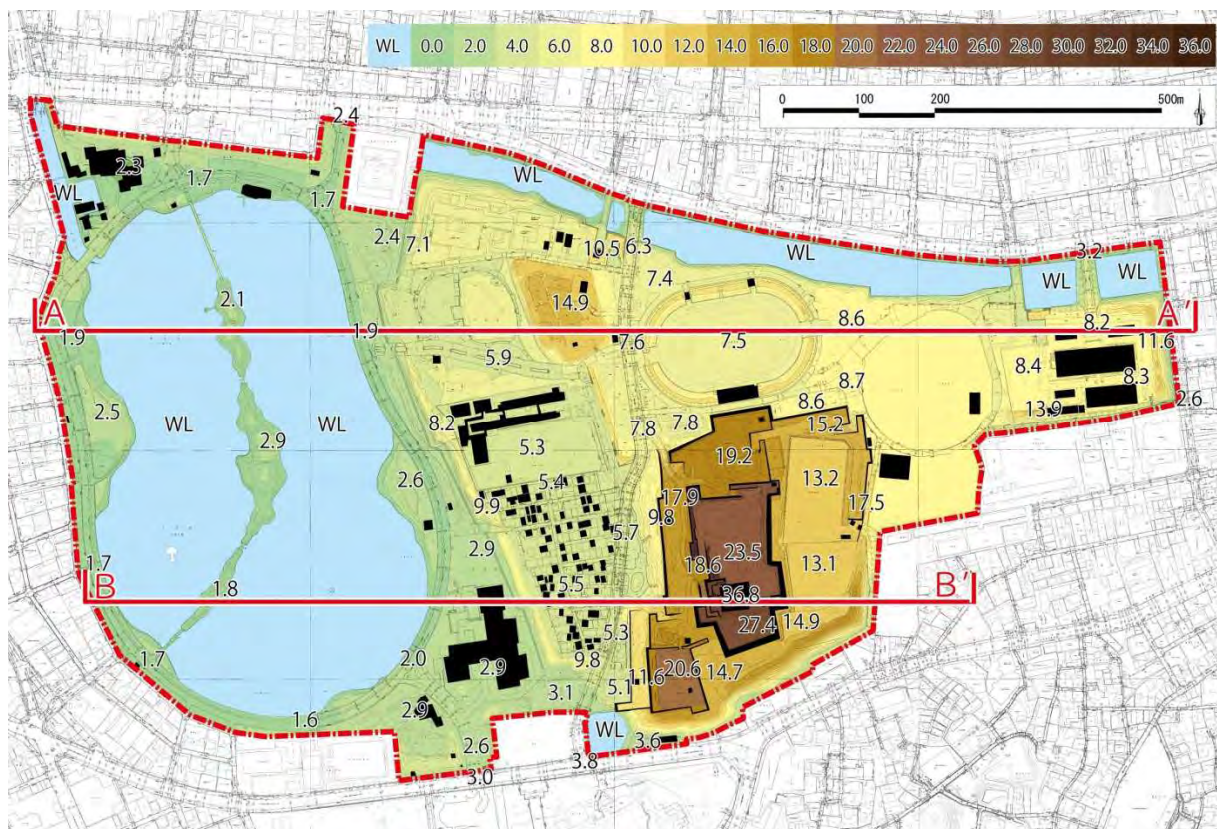
(出典：『福岡市土地分類細部調査報告書』)

(3) 地形

両公園の標高を2mごとに塗り分けると下図のとおりです。

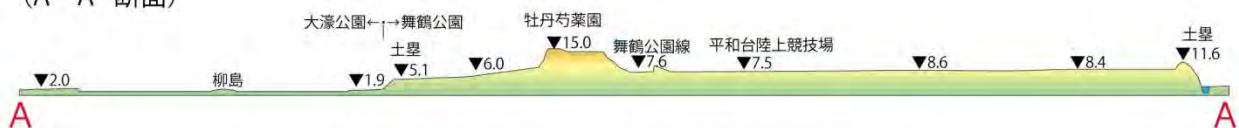
大濠公園の標高は約0～3mの間で高低差も少なく、全体的になだらかな地形となっています。

一方、舞鶴公園は福岡城跡のかつての城郭（本丸、二ノ丸、三ノ丸）に沿って、高低差が大きく、本丸の天守台の標高は36.8mと最も高く、ここから周辺地域への眺望を得ることができます。



図：両公園の高低差（平面図）

(A-A' 断面)



(B-B' 断面)



図：両公園の高低差（断面図）（※高さは長さの4倍で表示）

(4) 植生

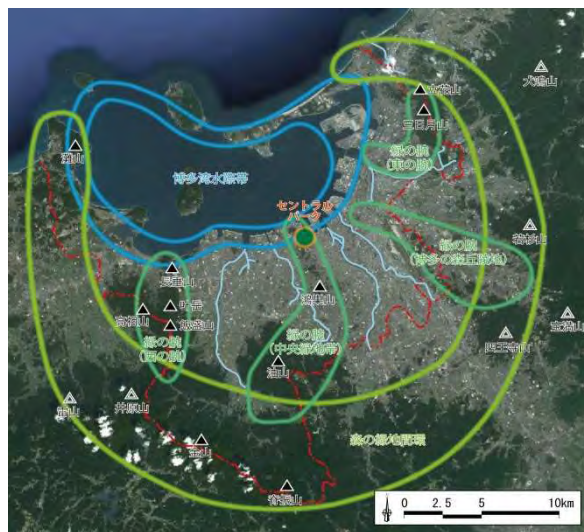
①周辺地域の植生

大濠公園・舞鶴公園は、福岡市を代表する緑地空間であり、都市生活をしながらも緑を身近に感じられる貴重な空間です。また、けやき通りや明治通りは両公園と都心部を結ぶ緑の軸となっています。

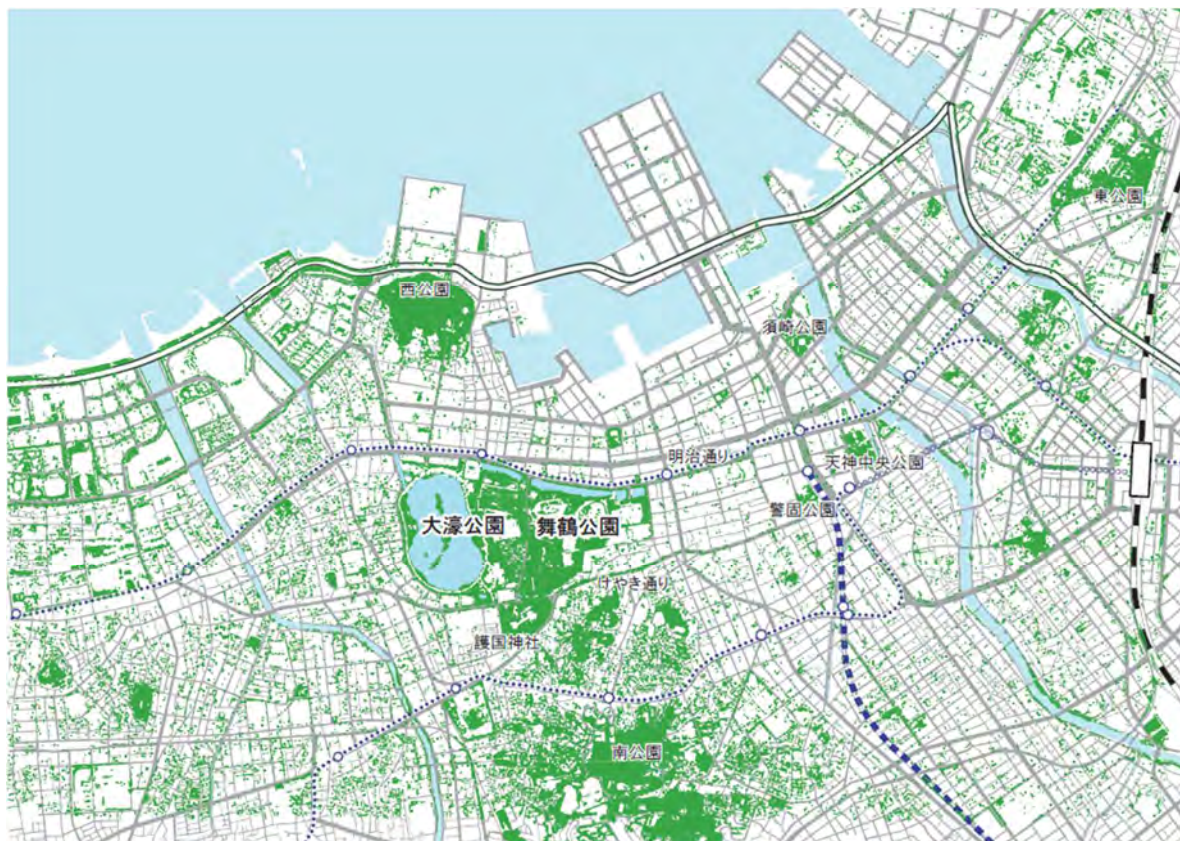
これらの都市の緑は、ヒートアイランド現象や暑熱環境を緩和し、都市環境を改善するとともに、生物の生息・生育環境の維持や災害の防止、避難地の確保、レクリエーションの場の提供など、様々な役割を果たしています。

平成 21 年策定の「福岡市新・緑の基本計画」では、緑の腕（中央緑地帯）の一部として位置づけられており、油山や鴻巣山等の自然の緑から両公園のように人の手によって育まれてきた緑へと連なっています。

また、同計画では、都心部での緑の顔づくり、歴史を彩る緑づくりを進めるため、重点事業として、セントラルパークの充実と福岡城跡と鴻臚館の復元・整備による舞鶴城址将来構想の推進が掲げられています。



図：福岡市の緑の骨格
（『福岡市 新・緑の基本計画』に加筆）



図：緑の現況図（出典：『平成 24 年度福岡市緑の基礎調査報告書』）

②大濠公園の植生

大濠公園の緑は、大濠の水面を南北に横断する中之島のマツ林を中心に、水面の外周部には、日本庭園や野鳥の森、外周緑地などのまとまった緑が配置されています。これらの緑は、公園内を周回する利用者に豊かな木陰を提供する一方で、樹木の密度が高いため、健全な生育に影響を与えている箇所も見られます。樹木は常緑樹が多く、舞鶴公園と比較して四季ごとの緑の変化を感じにくい状況です。また、周回園路沿いに花壇が設置されており、花壇を介して市民活動が活発に行われています。



図：大濠公園の緑のまとまり



①西側の野鳥の森



②外周緑地



③中之島のマツ



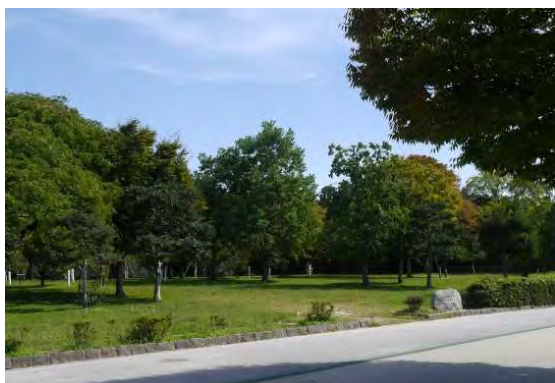
④東側の野鳥の森（新幹線開通福岡大博覧会記念）



⑤大濠池東側の緑



⑥市民活動の場になっている花壇



⑦国際友好の森



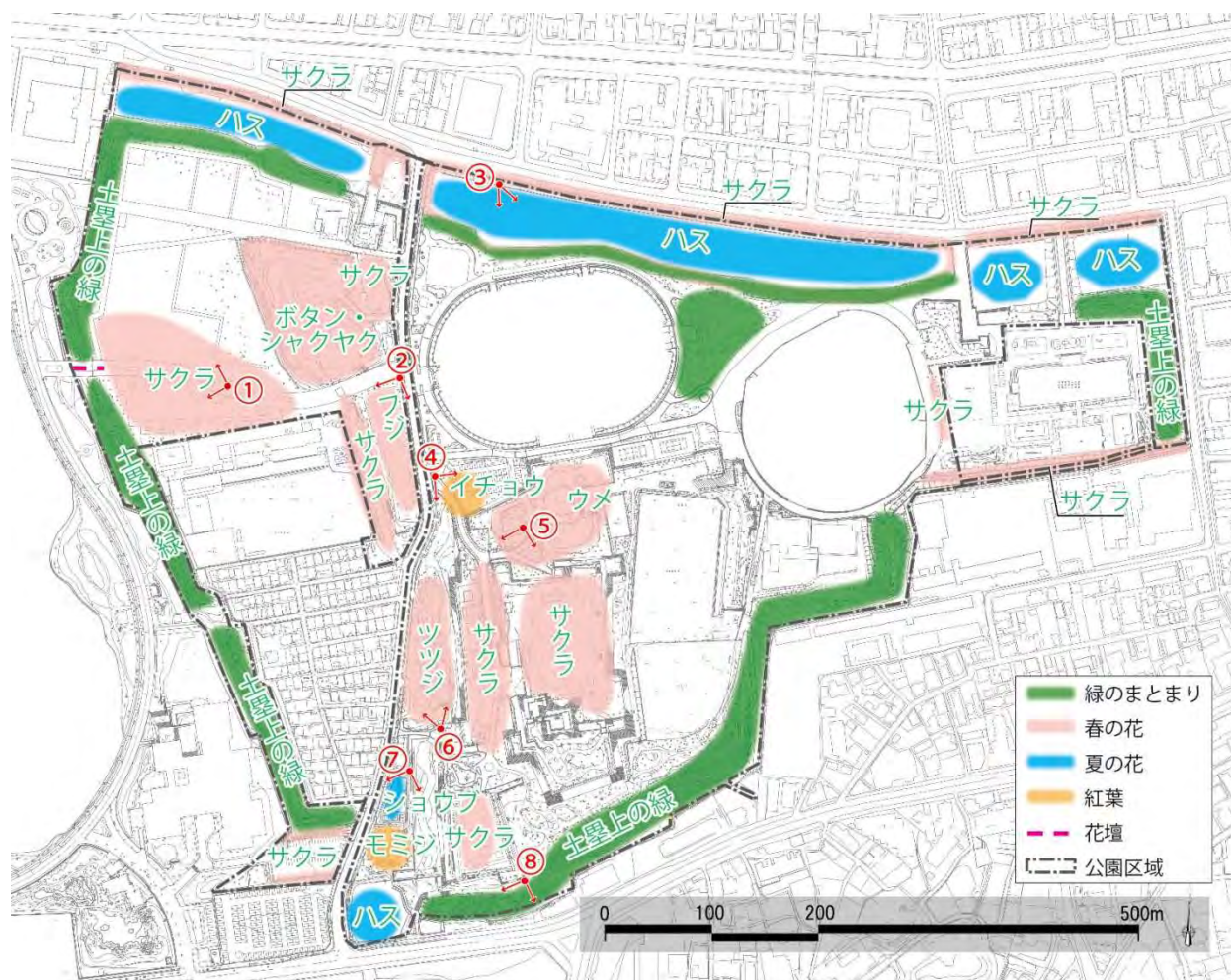
⑧日本庭園

③舞鶴公園の植生

舞鶴公園の緑は、場所ごとに季節の花々が集中して植えられており、四季ごとに変化する緑の魅力を感じることができます。特にサクラの時期には福岡城さくらまつりが開催され、多くの花見客が訪れます。

また、福岡城二ノ丸周辺では直径2m内外の大木もみられ、大木を巡る散策ルートが設定されています。

一方、石垣周辺では、歴史的建造物への見通しを遮っている樹木がみられ、土塁上の樹木が公園間の見通しを遮っている箇所もみられます。また、石垣や土塁など樹木の根が遺構の保存に影響を与えている箇所も見られます。



図：舞鶴公園の緑のまとり



①福岡城さくらまつりの様子



②フジ棚



③堀に広がるハス



④松木坂周辺のイチョウ



⑤二ノ丸のウメ園



⑥ツツジ園



⑦ショウブ園



⑧土塁上の樹木

(5) 水系

福岡城では、那珂川から水を取り入れた堀が肥前堀・中堀と続き、城郭の外周に幅 50～70m の広大な水堀がめぐらされ、西側の大堀（現大濠公園）に繋がっていました。

現在、肥前堀、中堀は埋め立てられて完全に姿を消し、城郭の東辺と南辺の堀は幅員 1.0m 程度の水路となって名残を留めています。北面の堀は、都市計画道路及び平和台陸上競技場の整備などによって一部が埋め立てられましたが、大半が現存しており、東から 1 号～5 号濠と呼ばれています。また、南西側にも堀が一部残り、6 号濠と呼ばれています。築城当時の堀面積は約 25 万 m^2 、現在残っている面積は約 4 万 m^2 で、いずれも大堀は含みません。堀の水面は、カメなどの生き物や、ハスやスイレン等の植物が繁殖しています。

一方で大堀は、肥前堀が埋め立てられたことで水が循環しにくくなり、水質や環境の悪化が目立つようになりました。そのため、大堀の約半分を埋め立て、西側は住宅地として、東側は大濠公園として活用されています。

大濠公園は、総面積約 39 万 8 千 m^2 のうち池が約 22 万 6 千 m^2 を占めています。また、公園内にはボートハウス周辺にボート区域が、中之島及び池の外周の一部に魚釣り許可区域が設けられており、ボートや釣りといったレジャーを楽しむ人の姿が見られます。



図：福岡御城下絵図（元禄 12 年（1699））



図：両公園の水辺



写真① 舞鶴橋から



写真② 観月橋と中之島



写真③ 中之島から北西方向



写真④ 中之島から南東方向



写真⑤ 池と中之島



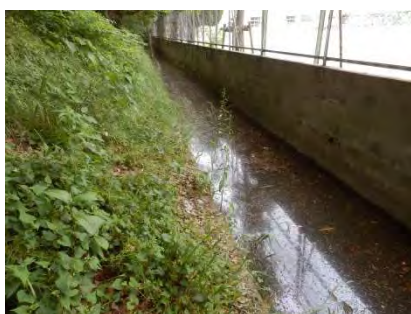
写真⑥ 5号濠



写真⑦ 6号濠



写真⑧ 1号濠



写真⑨ 南辺の水路

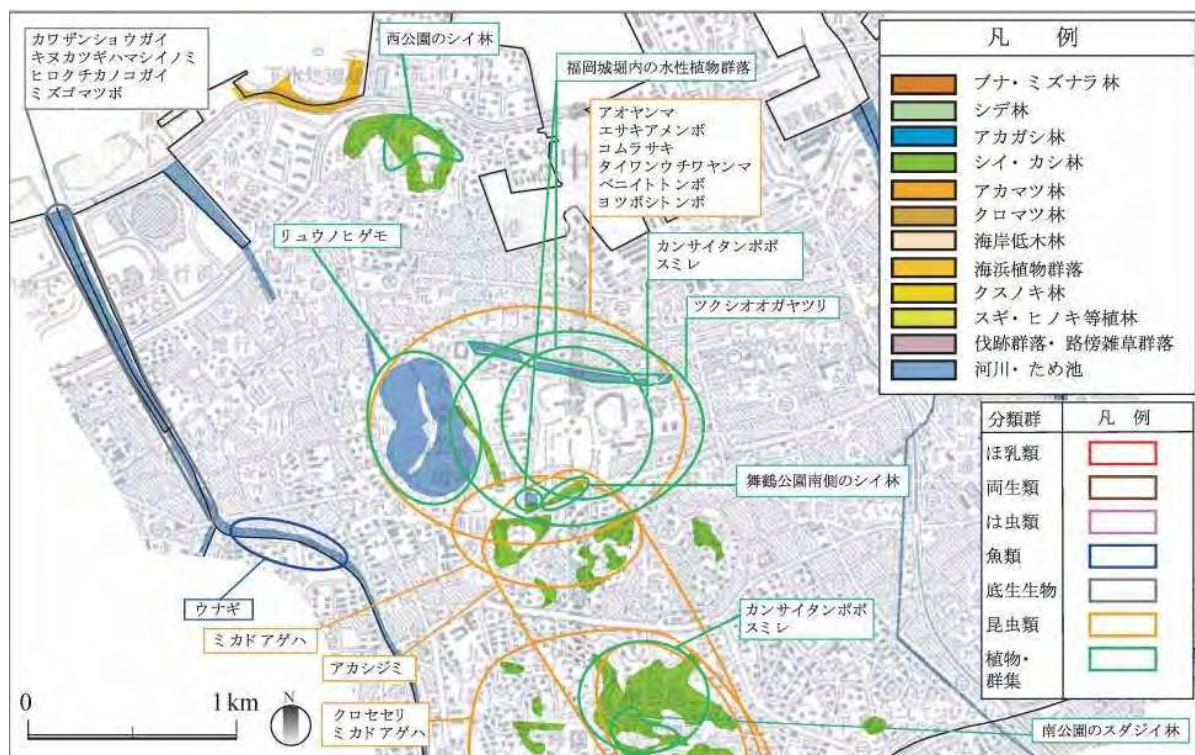
(6) 生物

多様な生物によって成り立っている生態系は、私たちに様々な利便をもたらしています。都心部の中で貴重な自然が残されている大濠公園・舞鶴公園では、貴重生物等を含む多数の生物が生息しています。ハチクマやアカハジロなど 13 種類の希少な鳥類のほか、冬の訪れとともに多くの渡り鳥を確認できます。

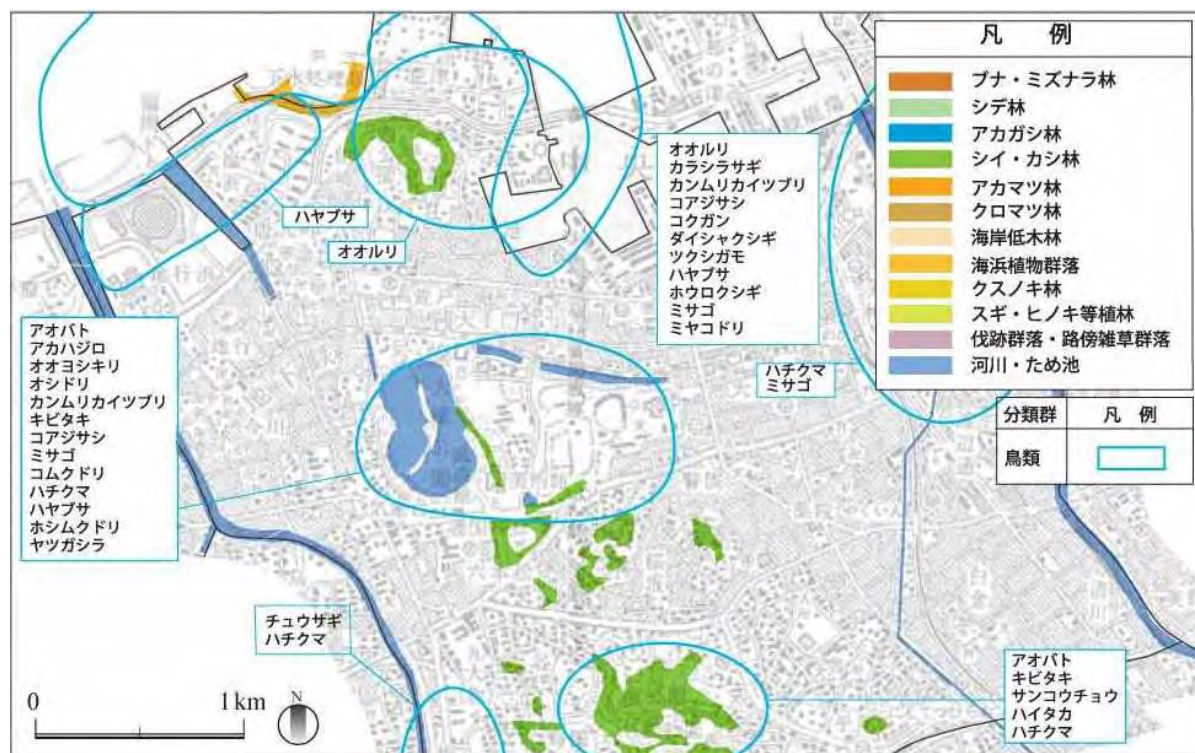
福岡城跡の堀内では、福岡県指定天然記念物であるツクシオオガヤツリ群落やハス、カンサイタンポポなどの植物に加え、数種類のトンボやアメンボなどの希少な昆虫類も確認されています。しかしながら、本来福岡城には植えられていなかったはずの外来種の植物がみられるほか、公園内の水辺に生息するミシシippアカミミガメ（通称ミドリガメ）などの外来生物による生態系への影響が懸念されています。

表：貴重生物等一覧（出典：福岡市環境配慮指針（改訂版），福岡県 RDB）

区分	種名	目名・科名	カテゴリー		
			環境省 RDB (第 4 次)	福岡県 RDB	福岡市環境 配慮指針
植物 群落	舞鶴公園南側のシイ林		—	—	良好なもの
	城堀内の水性植物群落		—	カテゴリー II	—
植物	カンサイタンポポ	キク科	—	—	身近な減少種
	スマレ	スマレ科	—	—	身近な減少種
	ツクシオオガヤツリ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅危惧 I B 類	—
	リュウノヒゲモ	ヒルムシロ科	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 I B 類	—
昆虫 類	アオヤンマ	トンボ目ヤンマ科	準絶滅危惧 (NT)	情報不足	特定昆虫 (B)
	エサキアメンボ	カメムシ目アメンボ科	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 II 類	—
	コムラサキ	チョウ目タテハチョウ科	—	絶滅危惧 II 類	蝶 RDB 貴重種
	タイワンウチワヤンマ	トンボ目サナエトンボ科	—	—	特定昆虫 (C)
	ベニイトトンボ	トンボ目イトトンボ科	準絶滅危惧 (NT)	—	—
	ヨツボシトンボ	トンボ目トンボ科	—	—	特定昆虫 (C, G)
			—	—	数の少ない種
鳥類	アオバト	ハト目ハト科	—	—	—
	アカハジロ	カモ目カモ科	情報不足 (DD)	—	—
	オオヨシキリ	スズメ目ウグイス科	—	準絶滅危惧	—
	オシドリ	カモ目カモ科	情報不足 (DD)	準絶滅危惧	—
	カンムリカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	—	準絶滅危惧	—
	キビタキ	スズメ目ヒタキ科	—	—	身近な減少種
	コアジサシ	チドリ目カモメ科	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 II 類	—
	コムクドリ	スズメ目ムクドリ科	—	—	数の少ない種
	ハチクマ	タカ目タカ科	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	—
	ハヤブサ	タカ目ハヤブサ科	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 II 類	—
	ホシムクドリ	スズメ目ムクドリ科	—	—	数の少ない種
	ミサゴ	タカ目タカ科	準絶滅危惧 (NT)	—	—
	ヤツガシラ	ブッポウソウ目ヤツガシラ科	—	—	数の少ない種



[ほ乳類、両生類、は虫類、魚類、底生生物、昆虫類、植物]

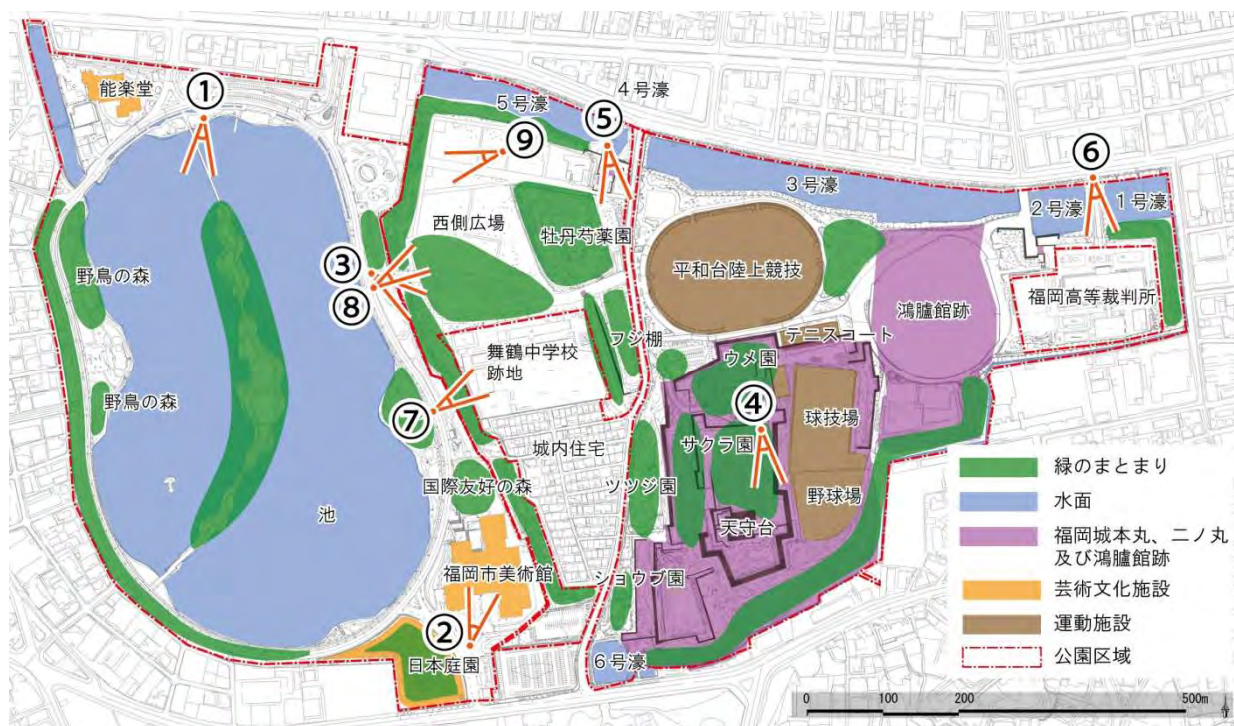


[鳥類]

図：貴重生物等確認地図（出典：福岡市環境配慮指針（改訂版））

(7) 景観

大濠公園・舞鶴公園は都心部の中で貴重な水と緑を有していることに加え、鴻臚館跡や福岡城跡などをはじめとした史跡や、福岡市美術館、能楽堂、日本庭園などの芸術文化施設、平和台陸上競技場、球技場、野球場などの運動施設等、様々な要素によって構成された多様な景観を有しています。



図：両公園の景観を構成する主要要素

①大濠公園

大濠公園では、福岡城の堀としての地形を活かしてつくられた広大な水面、それを囲う外周の緑、芸術文化施設、また、周回園路でのジョギングなどの利用者の活動が代表的な景観となっています。



写真① 広大な水面



写真② 福岡市美術館



写真③ ジョギングを楽しむ利用者

②舞鶴公園

舞鶴公園では、緑や四季の花々、広場などの都市公園としての要素と、福岡城跡の石垣や櫓、鴻臚館跡などの文化財としての要素、舞鶴中学校跡地や城内住宅、福岡高等裁判所などの非史跡施設の要素が絡み合った複雑な組み合わせによって形作られています。



写真④ サクラ園



写真⑤ 下之橋御門、
(伝) 潮見櫓



写真⑥ 福岡高等裁判所

③両公園境界部

大濠公園と舞鶴公園の境界部は、福岡城跡の土塁によって区切られており、土塁による高低差や土塁上の樹木などにより両公園間の景観的な一体感が遮られています。公園区域が隣接しているにもかかわらず、それぞれの公園で行われている活動の様子をお互いに感じとりにくい状況です。



写真⑦ 大濠公園から舞鶴
公園への視線



写真⑧ 両公園間の主園路



写真⑨ 舞鶴公園西側広場
から大濠公園への視線

2-3. 社会的特性

(1) 法規制

両公園の用途地域は、第一種・第二種住居地域となっています。また、両公園の北側と東側は商業地域で、業務ビルやマンションが林立しており、西側と南側が第一種・第二種住居地域で、マンションや一戸建てが建ち並んでいます。

また、両公園全域が福岡城址風致地区に指定されており、周辺の風致地区などとともに風致が維持され、商業地域や住居地域に囲まれた中で緑のオアシス空間を形成しています。

さらには、歴史資源を活かしたよりきめ細やかな景観誘導を図ることを目的に福岡市都市景観条例が改正されており、今後、両公園周辺の景観誘導が促進されます。

両公園の法的制限としては、都市公園法、文化財保護法のほか、都市計画法及び福岡市風致地区内建築等規制条例、第二種 15m 高度地区などが適用されています。

① 福岡城址風致地区（昭和 10 年 2 月 20 日都市計画決定、107.2ha）

<主な規制内容>

- ・建築物高さ：15m 以下
- ・建築物外壁後退：道路 2 m 以上、隣地 1 m 以上
- ・建ぺい率：40% 以下
- ・みどり率：30% 以上 など

② 国史跡福岡城跡（昭和 32 年 8 月 29 日指定、昭和 57 年 10 月 14 日追加指定、48.0ha）

国史跡鴻臚館跡（平成 16 年 9 月 30 日指定、4.8ha）

<主な留意事項>

- ・遺構や建造物については保存を前提とし、周囲の景観に配慮する。
- ・天守台・本丸・二ノ丸は、第一義的に保存を図り、現状変更の際は、地上・地下遺構の保護を優先し、周囲への景観を重視する。
- ・天守台は地下に影響を及ぼす行為は原則認められない。
- ・三ノ丸は、地下遺構や景観の保全に留意しながら、都心部の大規模公園として市民が憩う空間の充実を図る。

〈参考〉文化財保護法

史跡指定地内において、各種の現状変更や保存に影響する行為に関しては、文化財保護法第 125 条、第 168 条、および同施行令第 5 条の規定に基づいた適切な管理を行うこととなっています。

③ 福岡市都市景観条例（平成 28 年 10 月 1 日に改正条例施行予定）

<改正の概要>

歴史資源等の周辺において、歴史資源を活かしたよりきめ細やかな景観誘導を図ることを目的に、景観計画に新たに「歴史・伝統ゾーン」を位置づけ、当該ゾーンの届出対象規模を見直すため、福岡市景観条例を改正。

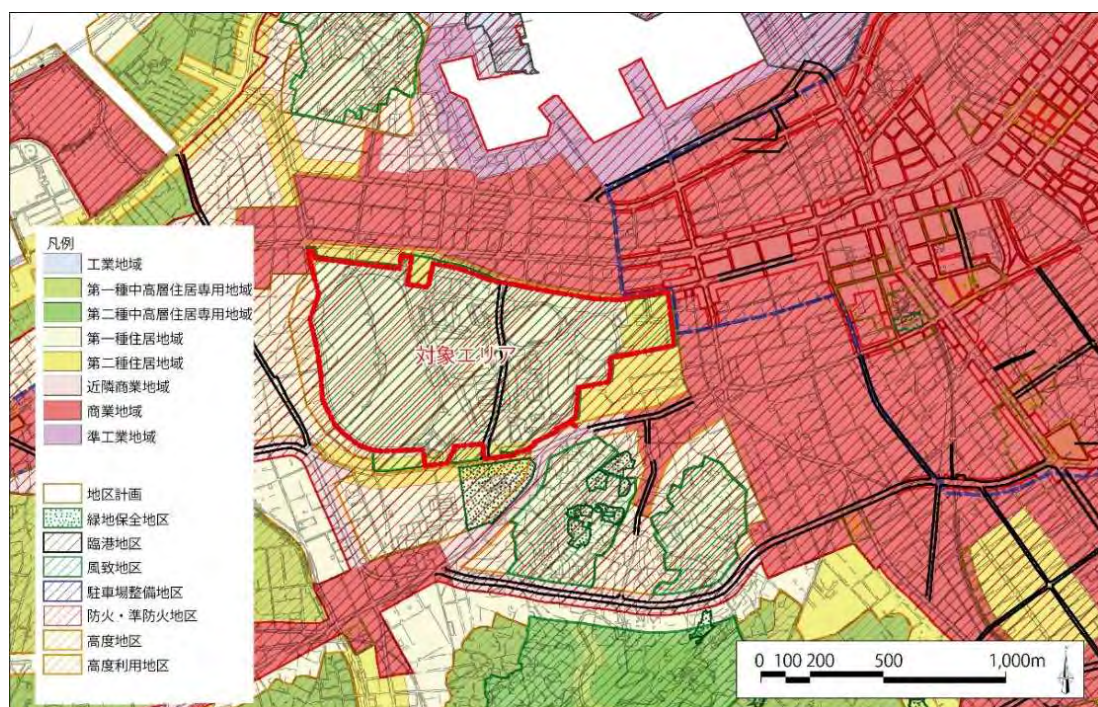
歴史・伝統ゾーン：筥崎宮地区、住吉神社地区、御供所地区、舞鶴公園・大濠公園地区、姪浜（旧唐津街道）地区

<届出対象規模>

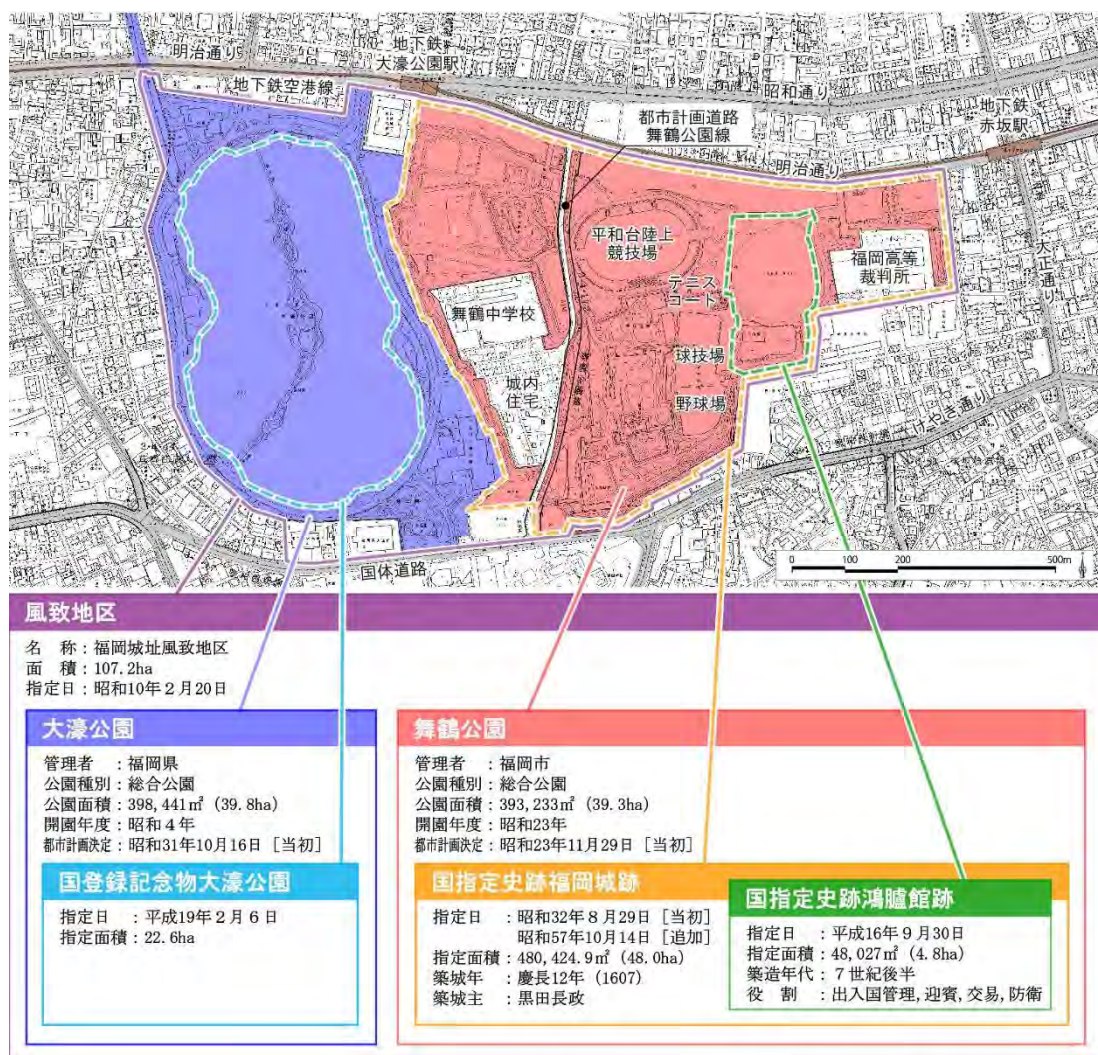
高さが 15m を超え、又は延べ面積が 1,500 m² を超える建築物の建築等

<行為の制限>

- ・規模・配置：歴史資源や周辺のまちなみに配慮した高さ・規模。
- ・形態・意匠：歴史資源や周辺のまちなみと調和。
- ・外構：緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺のまちなみに調和。
- ・夜間景観：歴史資源等に配慮した控えめな照明計画。
- ・屋外広告物：屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。



図：両公園とその周辺の用途地域



図：両公園にかかる法規制